○**文部科学省告示第九十一号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成十三年文部科学省告示第九十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表一に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
離れ座敷及び台所	一棟	富山県高岡市木舟町三六番一号
土蔵	一棟	同　木舟町三六番一号

○**文部科学省告示第九十二号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成十七年文部科学省告示第百十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表三に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
離れ	一棟	兵庫県丹波篠山市河原町八一

○**文部科学省告示第九十三号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成十八年文部科学省告示第九十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表四に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　加賀市加賀橋立伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋（うしろザシキ）	一棟	石川県加賀市橋立町ラ六三

○**文部科学省告示第九十四号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成十九年文部科学省告示第七十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表三に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　宇陀市松山伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋	一棟	奈良県宇陀市大宇陀下中二二〇九

○**文部科学省告示第九十五号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成二十年文部科学省告示第七十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　豊岡市出石伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋	一棟	兵庫県豊岡市出石町宵田八

○**文部科学省告示第九十六号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成二十一年文部科学省告示第四十一号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表二に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋	一棟	福井県小浜市小浜飛鳥一〇

○**文部科学省告示第九十七号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成二十五年文部科学省告示第八十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表一に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

別表に掲げる家屋

別表　栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
主屋	一棟	栃木県栃木市嘉右衛門町一三
土蔵	二棟	同　嘉右衛門町二九―一

○**文部科学省告示第九十八号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和七年一月一日現在のものとして、平成二十六年文部科学省告示第百七十九号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）別表四に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子